

— 目 次 —

大和市学校教育基本計画（2019～2023年度）

第一章 計画の策定について

1 はじめに	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の構成	3
4 進行管理と評価	4

第二章 計画全体の内容及び重点施策

1 基本構想（2019～2028年度）	6
2 基本計画（2019～2023年度）	8
① 基本目標の設定について	8
② 基本目標	9
③ 施策の方向	10
重点施策	11
3 実施計画（2019～2020年度）	13

第三章 基本目標の実現に向けた施策の方向

・ 基本目標1	子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます	16
・ 基本目標2	様々な体験を通し、豊かな感性を育みます	20
・ 基本目標3	安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます	23
・ 基本目標4	多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます	26

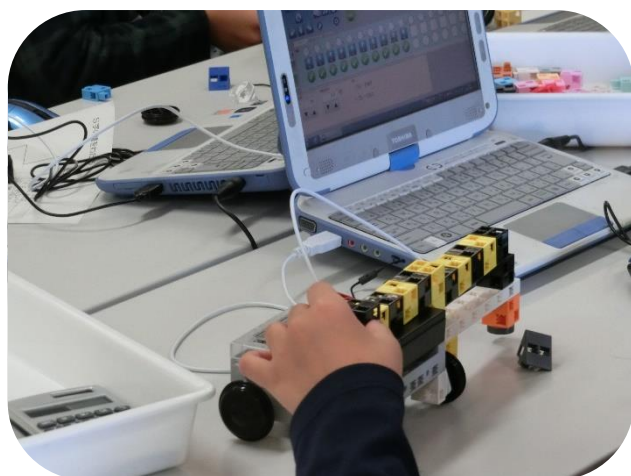
大和市学校教育基本計画 ～ 実施計画編（2019～2020年度）～

・ 基本目標1	30
・ 基本目標2	40
・ 基本目標3	44
・ 基本目標4	52

資 料： 教育部所管 実施事務事業一覧	59
【基本計画別・所管課別】	

第一章

計画の策定について



1 はじめに

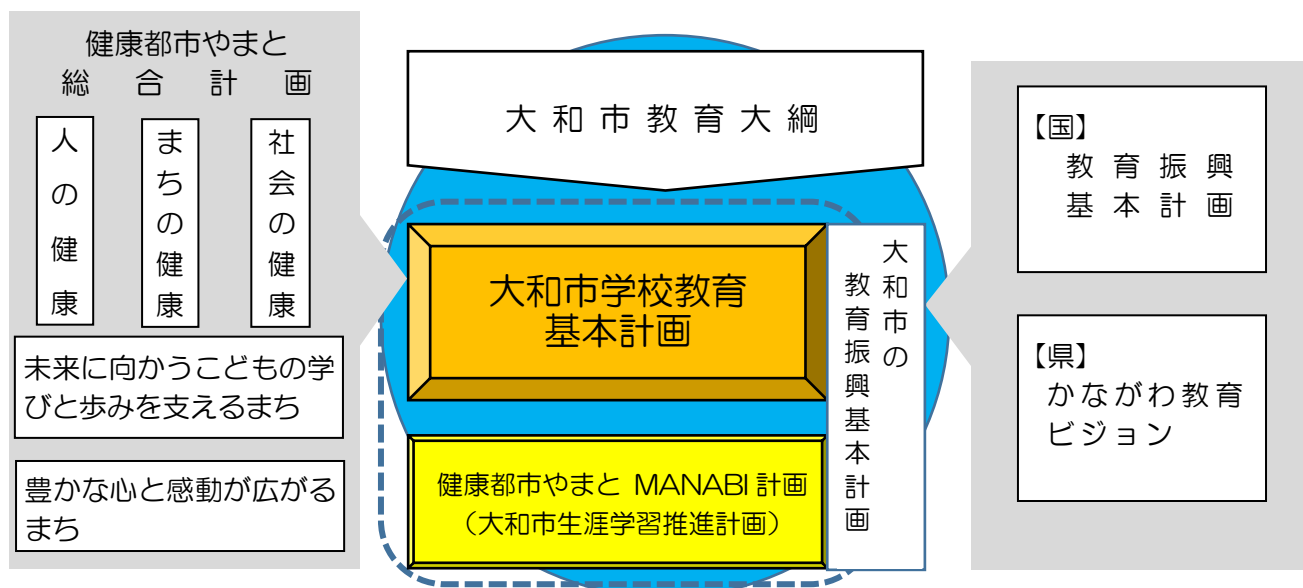
子どもは、未来をつくる主役であり、将来を担う希望の存在です。私たち大人は、子どもを一人の人間、かけがえのない存在として尊重し、その幸福を第一に考えながら育み、これからを生きる子どもが豊かな心で健やかに生きていくことを望みます。また、大和市に生まれた子どもが、ふるさと大和の歴史や文化を理解し、継承・創造していくとともに、一人の社会人として自立することを目指すのみならず、新しい社会の形を構築していくことができるような、成熟した市民となることを願います。

現代は、技術革新やグローバル化の進展に伴い社会の変化が加速度的に進展しています。子どもたちには、このような将来の予測が難しい社会を生きていく力を身に付けることが必要とされています。新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」がうたわれ、社会の一員として育むべき子どもの姿を地域と共有していくことが示されるとともに、論理的思考を学ぶため小学校段階でのプログラミング教育が必修化されるなど、内容が大幅に改訂されました。これは、社会状況の変化に柔軟に対応できる子どもの育成を目指したものであり、未来の創り手となる子どもたちがその可能性を十分に伸ばせるようにとの思いが込められています。

大和市教育委員会では、これからの時代を生きる子どもたちのため、どのように未来を示し、どのように教育を進め、どのように子どもや家庭を支えていくか、子どもの立場に立って検討を重ねてまいりました。「健康都市 やまと」の実現を目指す健康都市やまと総合計画との整合を図りながら、2019年度からの新たな大和市学校教育基本計画を策定いたしました。

2 計画の位置付け

- 「健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）」とともに、教育基本法第 17 条第 2 項で規定された地方公共団体が策定する教育振興基本計画を担うものです。
- 本計画は、健康都市やまと総合計画の個別計画としても位置付け、他の計画と整合を図りながら、施策を推進します。
- 計画の策定にあたっては、大和市教育大綱の方針に沿うとともに国が策定する教育振興基本計画を踏まえ、神奈川県が策定している「かながわ教育ビジョン」との整合も図っています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 層で構成しています。

- 基本構想：計画期間全体を通し、大和市の学校教育が目指す基本的な考え方を示しています。
- 基本計画：基本構想を具現化するための 5 年間の基本目標と施策の方向を示しています。
- 実施計画：基本目標を達成するための 2～3 年間の具体的な取組みを示しています。

基本構想			
(前期) 基本計画		(後期) 基本計画	
第 1 期実施計画 (2年) 2019～2020年度	第 2 期実施計画 (3年) 2021～2023年度	第 3 期実施計画 (2年) 2024～2025年度	第 4 期実施計画 (3年) 2026～2028年度

4 進行管理と評価

- 基本目標ごとに設定する施策の方向に基づき、教育委員会が事業を実施します。
- 成果を計る目安となる指標（以下「成果指標」という）を設け、計画の進行管理を行います。
 - ・ 基本目標ごとに成果指標を設定します。これにより目指すべき状況が明らかになるため、より効果的、より効率的な施策の推進が期待できます。
 - ・ 児童や生徒の育ちを、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総合的に行います。
- 毎年度、教育委員会の自己点検・評価報告書により計画の進捗状況を確認します。また、それにより事業を見直し、計画の達成を目指します。

第二章

計画全体の内容及び重点施策



1 基本構想（2019～2028年度）

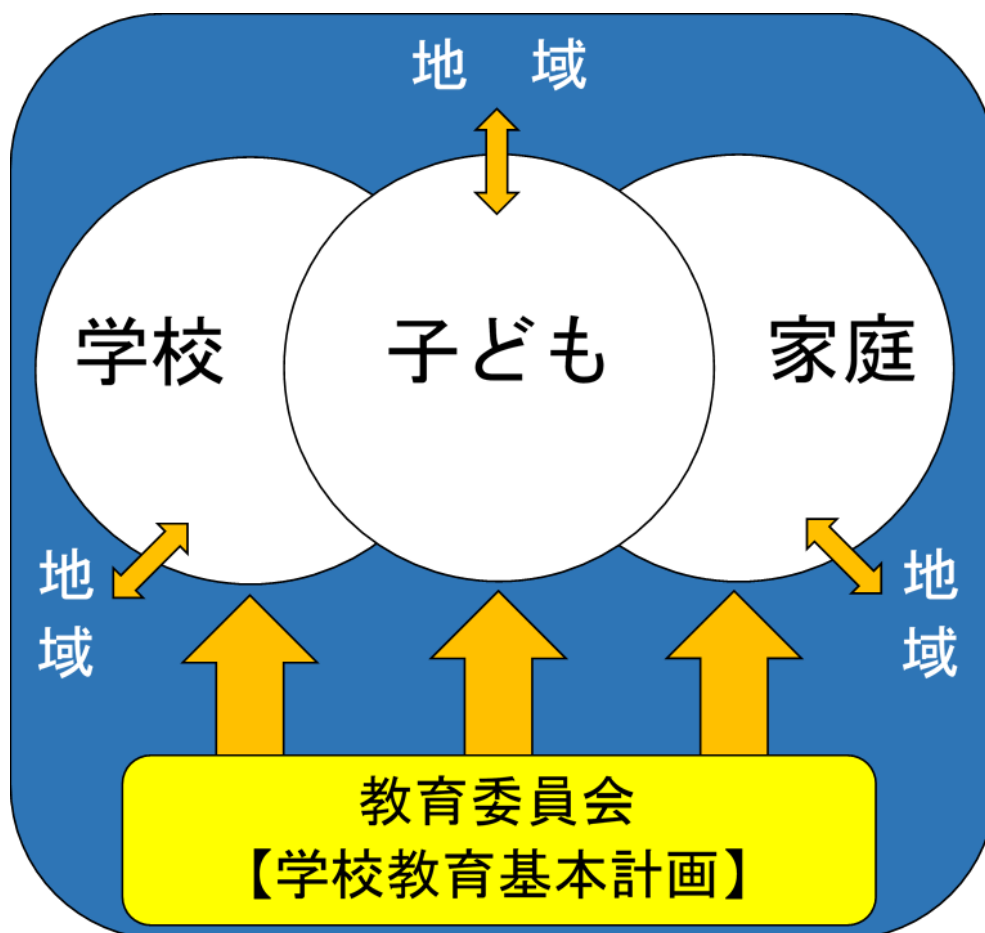
（1）基本構想

本市学校教育の基本理念と、学校教育の4つの視点で基本構想を構成します。

① 基本理念

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」

子どもが、将来の予測が困難な社会の中でも、確かな学力を身に付け、豊かな感性を持ち、健康な心身で、多様な人々と豊かな関係を保ちながら未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育の実現を目指します。



上の図は、基本理念を達成するために「子ども」「学校」「家庭」「地域」「教育委員会」が、それぞれどのような関係性であることが望ましいのかを表したものです。

「子ども」を中心に、「学校」と「家庭」が、「子ども」に寄り添いながら学習や健康な心身の育成を担い、「地域」が、全ての土台となり全体を包み込むように見守り、支えます。「教育委員会」は「子ども」「学校」「家庭」「地域」の力を借りながら、共に教育施策を推進していきます。

② 基本理念具現化のための4つの視点

未来を切り拓いて生きていくために、子どもに身に付けさせたい4つの力を視点として掲げ、基本理念の具現化を図ります。

i) 確かな学力を育てる

激しい変化が予想される社会においては、一人ひとりが困難な状況に立ち向かうことが求められます。その時代を生きる子どもたちに求められる学力は、知識や技能の獲得はもちろんのこと、これらに加えて自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等といった「確かな学力」が必要となります。

ii) 豊かな感性を育む

「感性」は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性を育む重要なものです。知性（確かな学力）に加えて豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことで、調和のとれた豊かな人間性をつくります。

iii) 健康な心身を育てる

健やかな心と体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られます。適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

iv) 共に生きる社会性を育てる

国際化が進展する、これからの時代を生きる子どもには、広い視野とともに、異文化に対する理解や、異なる考え方や価値観を持つ人々と共に協調して生きていく態度を育成することが大切になります。学校や地域において、様々な人々と関わる中で、他者理解や人を思いやる心を養い、共に尊重し合う社会を創造する力を育みます。

2 基本計画（2019～2023年度）

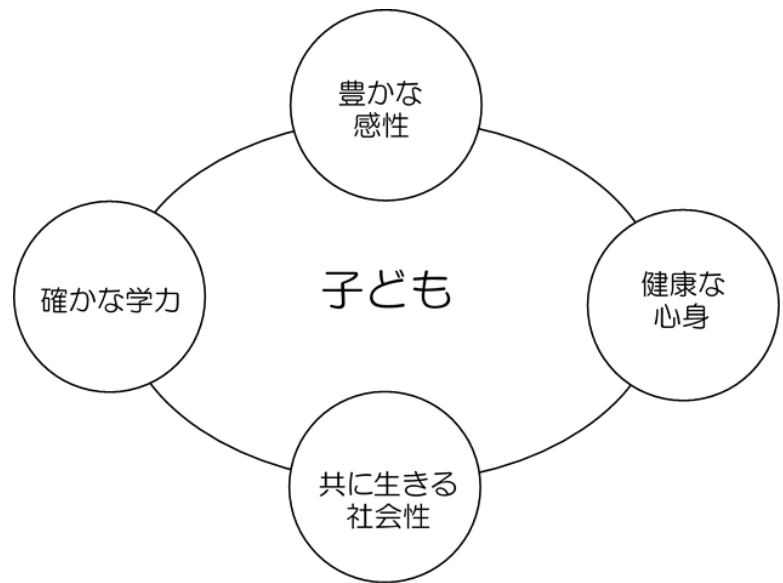
学校教育基本計画の理念を実現するために、5年間の基本目標と施策の方向を示しています。

① 基本目標の設定について

今日の社会状況や本市の教育課題、教育フォーラムでの意見などを踏まえ、これからの時代を生き抜くために、大和市の子どもに学校教育で身に付けさせたい力を、次の4つに決めました。

- 1 確かな学力
- 2 豊かな感性
- 3 健康な心身
- 4 共に生きる社会性

右図のようなイメージとなります。



具体的な基本目標については、設定のための観点や求められるイメージを考慮することで、次に示す4つの目標を掲げ、それぞれに施策の方向を示しました。

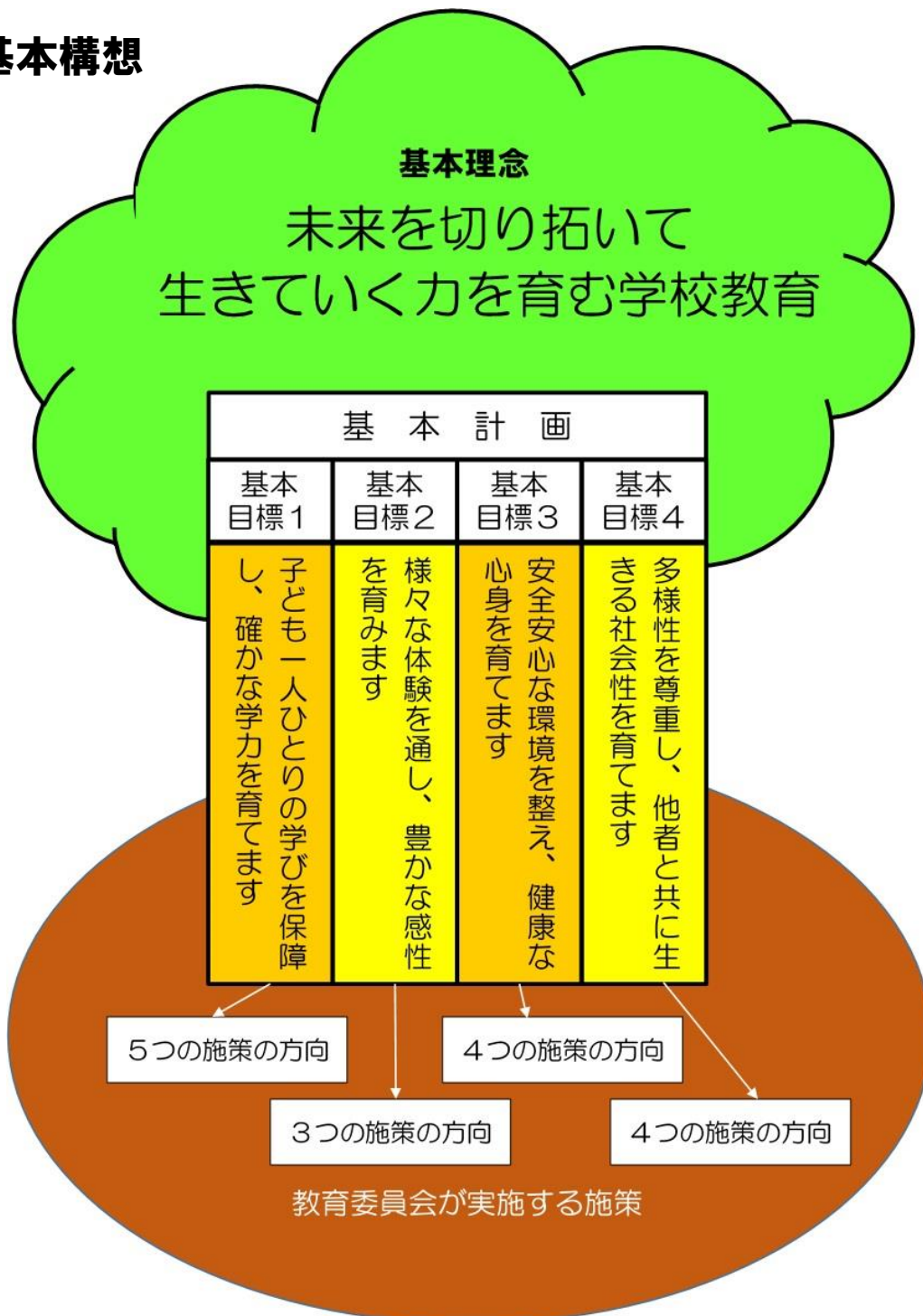
② 基本目標

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を実現するために、2019年度から2023年度までの5年間の基本目標を示しています。

基本目標

1. 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます
2. 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます
3. 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます
4. 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

基本構想



③ 施策の方向

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を実現するために、2019年度から2023年度までの5年間の施策の方向を体系的に示しています。

基本目標1 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます

施策の方向1-1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します

施策の方向1-2 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組みを推進します

施策の方向1-3 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します

施策の方向1-4 今日的な教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます

施策の方向1-5 学びを支える教育環境整備を進めます

基本目標2 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます

施策の方向2-1 想像力を豊かにする読書活動を推進します

施策の方向2-2 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します

施策の方向2-3 様々な体験学習の機会を提供します

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます

施策の方向3-1 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します

施策の方向3-2 健康な心身のための、食育を推進します

施策の方向3-3 命を守る、安全教育を推進します

施策の方向3-4 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます

基本目標4 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

施策の方向4-1 いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます

施策の方向4-2 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます

施策の方向4-3 社会性を育む道徳教育を推進します

施策の方向4-4 社会に開かれた学校教育を推進します

大和市における今日的教育課題を鑑み、次の重点施策を定め、基本理念の実現に向け、より積極的に力点をおく施策を「重点施策」として位置付けます。

《1》読書活動を通じた学びの広がり

子どもの頃に味わった読書の楽しみは、人生における豊かな読書生活の土台となります。しかし、近年、小中学生の読書離れが社会的な課題となってきています。

読書の楽しさを味わい、知識を蓄え、感性を育むことで子どもの学びは広がっていきます。学校司書の配置や蔵書新鮮度の維持など、読書に親しむための環境の整備と読書を通じた言語能力の向上を図る取組みを推進します。

進んで、楽しんで読書をすることは、子どもの感性を磨くことにつながります。児童生徒が本に親しんでいる量を計る指標として、読んだ本の冊数を設定し、今後も増え続けることを目指します。楽しんでいるという質を計る指標として、読書が好きと答えた児童生徒の割合を設定します。目標値として、2023年度までに、小学校、中学校ともに10%程度の増を目指します。

《2》新しい時代を切り拓くための教育

人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進み、情報技術は加速度的に変化を遂げ、社会の変化を正確に予測することが困難な時代となってきています。このような時代には、情報や機器に振り回されることなく、じっくりと着実に学習に取り組み、ICT機器を主体的に使いこなす力と、機械には行えないであろう人間的な感性を働かせ、新しいものを創造する力、他者と協働する力などを同時に身に付けておく必要があります。また、ICT機器を使いこなす力については、機器が身近にある環境の整備と、それを活用する場面の計画的な設定が重要となります。

先進的にICT機器の整備を行い、それらを適切に活用する学習活動を進めることで、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、物事の仕組みを論理的に考察する力を身に付けるとともに新しいものを作り出す楽しさを味わわせるために、様々なプログラミング教室を開催するなど、プログラミング教育を推進します。

放課後の時間を使い、プログラミングについて学ぶ「放課後寺子屋プログラミング教室」に参加することは、児童生徒の情報活用能力を育成することにつながると考えます。新しい時代を切り拓く力が育成されていることを示す指標として「放課後寺子屋プログラミング教室」の参加者数を設定します。目標値として、参加者数が前年度を上回ることを目指します。

また、児童生徒に新しい時代に対応するための力を育成するためには、教職員が今日的な教育課題について正しく理解する必要があります。そのための機会を持つことができる研修講座は、教職員の課題解決力や資質向上に大きく寄与することから、これらの課題に対応することのできる教職員の育成が行われていることを示す指標として、今日的な課題に対応した研修講座で「役に立つ」と答えた教職員の割合を設定します。目標値として、2023年度までに、100%を目指します。

《3》支援を必要とする子どもに寄り添う教育

一人ひとりの子どもを大切に、成長を見守る中で、学習に対して困難をかかえ、特別な配慮を必要とする子どもに寄り添う教育を進めます。

子どもたちが、互いに助け合い、支え合う心情や態度の育成を目指します。また、教員が合理的配慮に基づく支援に関する情報共有を進め、学校内外の機関や専門家等と連携した、多角的・多面的な支援教育を推進します。

一人ひとりの子どもに適した教育が行われていることを示す指標として、大和市特別支援教育センターにおける特別支援や発達に関する保護者や学校からの相談件数を設定します。センターの役割について市民や学校へ周知を図り、相談機能の向上の成果として、相談件数が前年度を上回ることを目指します。

《4》不登校やいじめのない学校づくり

① 不登校の未然防止を進め、早期対応・早期解決に努めます。

不登校の未然防止のため、各学校では児童生徒が安心して登校できる学校・学級環境を整える必要があります。児童生徒が、学校を自分の居場所とできるようにするための支援を進めていきます。また、不登校の児童生徒に対し、学校への復帰を含む行動の改善が見られるように、早期の丁寧で適切な対応を推進します。

一人ひとりの児童生徒を大切に教育の取組みとして、不登校児童・生徒への対応が図られていることを示す指標として「指導の結果登校できる、するようになった児童生徒数」「指導中で登校には至らないものの好ましい変化が見られた児童生徒数」を合わせた割合を設定し、小学校で70%、中学校で60%を目指します。

※不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものは除く）。

② いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消に努めます。

児童生徒に対し、いじめは許されないことだという意識を育み、お互いを認める多様性を培い、手を携えて横のつながりを大切にする絆づくりを推進することを通して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解消に努めます。

一人ひとりの児童生徒を大切に教育の取組みとして、どの子にも起こりうるいじめ問題への対応が図られていることを示す指標として、いじめ問題の解消の状況（解消率）を設定し、目標値として100%を目指します。

また、児童生徒が課題に取り組む中で、互いに頑張ろうという気持ちが育まれると、絆が深まります。「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、嬉しかったことがある」と答えた児童生徒の割合を、互いの存在を尊重し、高め合う関係が構築されたことを示す指標として設定します。目標値として、2023年度に小学校で90%、中学校で93%を目指します。

※いじめ：「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 実施計画（2019～2020年度）

4つの基本目標を達成するための2019年度から2020年度までの具体的な取組みを、第1期実施計画として示しています。

2021年度から2023年度の具体的な取組みを示す第2期実施計画は、第1期実施計画が1年経過した時点での評価を踏まえて策定します。

なお、学校教育基本計画第1期実施計画は、健康都市やまと総合計画と整合を図りながら策定しました。

